

申請等取扱

令和8年 花まつり期間中の橘公園出店申請等取扱

1 行為許可申請

- ・行為許可申請は出店者ごとに申請（2部提出）して下さい。
- ・申請者（出店者）が申請できる区画数は1区画です。
- ・行為の期間には、準備・片付けを含めた期間（占用期間）と出店する期間を分けて記入して下さい。

※利用許可を受けた区画を第3者に転貸することはできません。

※利用許可を受けた後に、特段の理由がある場合を除き、行為許可申請を取り下げることはできません。

2 申請書類

	提出書類	区分	備考
1	申請書（様式第6号）	必須	
2	業務従事者一覧	一	申請者以外の業務従事者がある場合
3	誓約書	必須	申請者・業務従事者の直筆、各1枚作成
4	身分証明書	必須	申請者・業務従事者全員分 運転免許証等の写真入りのもの

3 提出先 〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714

雲仙市役所 建設部 監理課 都市計画班（雲仙市役所別館2階）

4 出店場所 申請書（様式第6号）の「3 行為の面積」欄に、出店を希望する場所の区画番号を記入し、該当する面積を○で囲んでください。

※出店場所は、別紙「出店配置図」参照

5 抽選 1区画に出店希望者が2名以上となった場合は、申請者の審査終了後、くじ引きによる出店場所の抽選を行います。

※対象者には、別途通知いたします。なお、抽選会に代理人が参加される場合には、委任状が必要となります。

6 再申請 出店場所の抽選に漏れた申請者は、出店区画に空きがある場合、空き区画への出店の再申請（抽選日当日）をすることができます。

7 利用許可 令和8年3月中旬頃までに申請者へ送付予定

8 使用料 雲仙市都市公園条例に基づき算定した使用料の額を納期限までに納付してください。

※算定方法

占用面積（m²）×40円×1.1+作業従事者数×日数×220円

※使用料は、納入期限までに納めてください。納められない場合は、利用許可を取り消します。

※許可期間内に出店を退去される場合、使用料の返金は行いません。

担当課：雲仙市建設部監理課都市計画班（電話 0957-47-7841）